

## 竹原市総務文教委員会

平成29年6月22日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第31号 竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて
- 2 議案第32号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 3 議案第33号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 4 議案第34号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 5 議案第35号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 6 議案第36号 竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 7 議案第37号 竹原市定住促進条例案
- 8 議案第38号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第40号 平成29年度竹原市一般会計補正予算(第1号)

### その他

#### (行政報告)

- 1 竹原市地域防災計画の概要について(総務課)
- 2 竹原市公共施設等総合管理計画の概要について(財政課)

#### (所管事務調査)

- 1 今後の所管事務調査について
  - (1) 閉会中の継続審査

- ・内容について

- ・開催日

(2) 行政視察について

- ・視察先

- ・内容 等

(平成29年6月22日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
堀 越 賢 二	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
北 元 豊

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳  
議会事務局係長 矢 口 尚 士  
議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
教 育 長	竹 下 昌 憲
総 務 部 長	平 田 康 宏
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	沖 本 太
農業委員会事務局長	向 井 直 毅

午前9時55分 開議

委員長（山元経穂君） それでは、おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、前回に引き続き総務文教委員会を行います。

委員の皆様方におかれましては、1週間前に引き続き本日も委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、本日は市長におかれましては、御出席を賜り、よろしく願いいたします。

本日はこれより一括質疑を行います。

委員の皆様方には明瞭な質疑をお願いいたします。また、理事者におかれましては丁寧な答弁に努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（吉田 基君） おはようございます。

皆様には大変お忙しい中、総務文教委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、付託議案につきまして慎重に御審査いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、これより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

井上委員。

委員（井上美津子君） 私は、議案第31号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについてのところで質問したいと思います。

認定農業者というのが今10人いらっしゃるということでもあります。やはり4分の1にしたということは、認定農業者が忙しいとかいろんな理由で受けていただけなかったということになると思います。それはやはり課題であるというふうに考えます。

竹原の食を支えていく農業としては、この農業従事者の高齢化、担い手不足、それによる耕作放棄地の増加は大変な問題でもあるし、それを農業委員会に課せられた責任としては大きいと思います。それで、農業委員会を構成する委員さんを選定するに当たってこの

たびも4分の1にしたということもちょっと問題ではあると思いますし、次回農業委員を選出するに当たってその4分の1にするということもやはり取組をしていかないと認定農業者が増えていかないのではないか、この農業委員会に選出される認定農業者がいないということになりますとやはり問題であるというふうに思います。

また、今日の中国新聞の方にも安芸高田市の研修農場が閉鎖されるというふうな記事も載っておりましたので、やはり農業に対する現状は厳しいものであるということは私も認識しておりますし、多分皆さんも認識しておられるのではないかと思います。やはりこの認定農業者を増やしていかないといけないということは、竹原の農業の担い手を増やしていくということにイコールだと思いますので、これからの認定農業者を増やしていくところのお考え、それから取組についてお伺いしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（向井直毅君） 失礼いたします。認定農業者を増やしていく取組という御質問でございます。

確かに委員おっしゃられますとおり、認定農業者現在10名、4月以降1名増えまして現在11名ということにはなっているのですけれども、やはり竹原市の現状といたしましては先日も申し上げましたが中山間地が多い、小規模な農地が点在しているというハンデを抱える中で、なかなか大規模で農業所得が年間450万円を超えるというような多角的な経営をされている認定農業者の方が少ないという現状がございます。

そういった中で、今回の農業委員会法等の改正によりまして農業委員会の役割というのが農地の集積化なり耕作放棄地の減少と、そういったことによる農地利用の最適化というのが重要な使命であるというようなことが明確にされたこともありまして、今後農業委員会といたしましてはそういった農地の担い手を育成をいたしまして、集積集約化、これは当然今後現地で御活躍いただく予定になっております推進委員さんと十分連携をとる中でそういった担い手の育成を図る中で、また農地の集積集約を図るという取組を進める中で農業所得の向上というものも推進していく中で認定農業者になっていただく方を育成するといいますか、そういった目指す方をどんどん増やしていく取組を今後農業委員会として取り組む必要があるかと思えます。

そういった中で、例えば今後はそういった新たに任命されます農業委員さんとまた推進委員さんとお話をさせていただく中で方策というものは考えていくことになろうかと思いますが、例えば今回平成26年度に農地中間管理機構というものができております。この

農地中間管理機構といいますのがそういった農地の貸し手と借り手のマッチングというのが主な事業になりまして、こういった農地中間管理機構と農業委員会、または推進委員さんが連携することによってそういった担い手への耕作放棄地でありますとか借り手の情報であるとかというのをしっかり情報共有する中で農地の集積化を図って、またそれが認定農業者になっていただくというような取組を進めていく必要があるというふうには考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） この農地中間管理機構というところ、それから推進委員さん、農業委員さん、いろいろと皆さんの取組をされることをやはり市としても農業委員会としても支援していかなくてはならないというふうに思います。だから、若い方というところもあると思うのですが、UターンだとかIターンだとかいろんなところでそういうところもやっぱり取組の中に入れていって農業を活性化していただきたいと、そういうふうに思いますが、いかがでしょう。

委員長（山元経穂君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 済みません。農業の振興という方からちょっと私の方から御答弁をさせていただきたいと思います。

やはり農業委員会だけでなく市の方もそうした担い手の育成、農業を振興していくということは積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。本市の状況、大変厳しいという状況については先ほど説明ございましたように、具体的に農家の方の状況を申し上げますと、総農家数、これにつきましては平成17年1,040戸あったものが平成27年には766戸、またさらに販売農家数も平成17年の424戸から平成27年には250戸というふうに減少しております。これは先ほど井上委員さんからございましたように生産者の高齢化あるいは担い手の不足、そういったことによる生産力の低下ですとか所得の減少、それで農業をリタイアする方が増えて耕作放棄地も増えているというふうに思っております。

やはりこうした農業を今後活性化していくためには様々な面での取組というのは必要だということで、市では農林水産アクションプランというものを策定して、先ほどございましたように担い手の確保、育成する仕組みづくりですとか生産振興ですとか6次産業化の推進、耕作放棄地の解消、様々取り組んでいくことといたしております。

先ほどございましたように、担い手の育成という面から新規就農者ですとか定年を迎え

られて帰ってこられる定年帰農者、こういった方を新たな担い手として受け入れるということも必要だと思っております。ただ、市内には研修する場所というのがございませんので、例えば県の農業指導所の方に指導していただくと、さらに連携中枢都市圏制度を活用して、広島市では農業研修を受け入れられていますので、少し遠いですが、今連携して研修を受けるといような制度も活用できるようにさせていただいております。

それから、また先ほど農業委員会事務局長からも説明がありました農地中間管理事業、これも平成26年4月から始めておりますけども、担い手の方の経営規模の拡大、これは農用地の集団化、そういったことのマッチングの事業、あるいは高齢などを理由に農業をリタイアされる方の農業者などの農用地、これをいかに有効活用していくかというところで、この事業は積極的に活用していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、やはり担い手が増えていかないと農業は衰退していくばかりというふうに感じておりますので、その辺は県とか国とかという制度もしっかりPRしながら、活用しながら、農業者の育成というところについては農業委員会と一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

川本委員。

委員（川本 円君） 私の方から議案第37号の竹原市定住促進条例案についてお伺いしたいと。一問一答の方がよろしいですか。

委員長（山元経穂君） いや、一括質疑なので、相手が答弁しやすい形でお任せします。

委員（川本 円君） まず、昨日市長お疲れさまでございました。

先に、せっかく市長来られているので市長に直接お伺いしたいのですが、今回定住促進条例という形で出されました。場所は仁賀の4カ所というふうに伺っております。今回仁賀での限定という話でございしますが、当然のことながら竹原市内には未利用地というのは仁賀に限らずたくさんあるわけでございます。ですから、この条例が仁賀以外でもやっぱり適用されないとこれはおかしい話であって、仁賀だけで終わるといような話にならないようにしていかなければならない条例案だと僕は思っているわけでございます。

それに向けて市長のお考えとして、今後この仁賀以外の未利用地についての展開、展望というのがあったらちょっとお聞かせ願いたいのですが、お願いできますか。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今回の定住の部分につきまして、仁賀という部分をまず一つのステップということで提案をさせていただいているわけですが、今委員おっしゃられましたように市が管理しているあるいは今後も未利用地という部分につきましてはいろんな状況で発生する可能性があるというふうに思っております。特に公共が管理している未利用地につきましては、その地域の特性でありますとか利用者のニーズという部分を踏まえながら、どういう活用ができるかという部分については今回の仁賀の例を最初のステップとして拡大をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

まずステップワンとしてこれをスタートさせるのだというふうに解釈いたしました。ありがとうございます。

それとあわせて、今回の定住と未利用地の有効活用、2つ取り、いいところ取りを一気に解消できたというふうな目的がございます。それと同時に、定住をされるということは、その地区のまちのにぎわいというのも当然発生してくるわけです。条例の中身を見ても、資格要件の中でこういうふうに書いてあります。将来にわたってこの土地に定住し、地域活動等に積極的に取り組み、市の発展に寄与する意思を有している者というふうなことになっております。ということであるならば、今回財政課から出された案でございますけれども、当然仁賀という土地柄を考えた場合、地域の結びつきも強いと、小学校で言えば学校特区でもあるし、それに積極的にお祭りごと子ども、地域、お年寄りも含めてやっている土地柄でございます。

ということは、財政課ではなく当然企画政策課であるとかまちづくり推進課であるとか、はたまた先ほど小学校といいますか、これ教育委員会にも関わってくるのだと思います。当然そういった横のつながりも含めて今後どういうふうなPR活動をするのかと。今までは未利用地をアピールするのは当然インターネット上で発信してきたと、にも関わらず実際売れなかったわけですから。同じ手段を使ってインターネットでぽんと載せて終わりというのでは余りにも寂し過ぎると。これだけ竹原市にはいい土地があつて、いい人のつながりがあつて、いい学校があつてということもやっぱりアピールしていかなければいけない部分だと思うのです。

ただ、聞きたいのは、先ほど言ったようにどのようなアピール方法をするのか、横

とのつながり、部署とのつながりはどういった形で展開していくのか、ちょっとお聞きします。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 定住施策という部分につきまして、ただ単に住む場を提供すればいいというわけではなくて、今おっしゃられましたように地域のコミュニティーという部分をどういうふうに形成していくかという部分もございますし、働く場をどういうふうに確保していくか、あるいは生活していただく上では教育の場をどういうふうに展開していくかというような総合的な政策であるというふうに考えております。

今おっしゃられますように、市内の横断的な連携という部分は必要だというふうに考えておりますので、その部分につきまして引き続きやっていきたいというふうに考えております。

さらに、PRをどういうふうにするかということでございますが、これまでの部分につきましては売買するというか、土地を売りましょうというところが前提になった提案だったということでございますが、今回は住んでいただいて、そこをある意味ついの住みかにしていただくのが一番いいというふうに考えておりますので、そのためにどういうふうにしていかなければいけないかというところでございますので、例えば県が定住促進をやっている部分に対してのマッチングという部分もあると思いますので、そういう様々な媒体を使って情報提供していけばなというふうに思っています。その部分にプラスアルファとして乗せる部分としてはどういう竹原市、例えば仁賀の部分でいきますと仁賀の部分の特徴はこういうものかというようなものを付加させていくことによって興味を持っていただくような形を模索していかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

ですから、各課の横のつながりも当然、わかりました。

それでは、あと中身、運用についてちょっとお聞きします。

先ほどちょっと触れましたが、資格要件の中に、これは1日目でも言ったのですが、年齢制限とか所得制限を今回やっぱり設けていらっしやらないということなのです。広く万人に来ていただけるというふうな意味合いはあるのでしょうか、例えば一番いいのはお子さんがいて、定住していただいて、まちにも貢献してもらって、子どもがすくすく育つ

というのが一番ベストだと僕は思うのですが、別にお年寄り来てほしくないというそういう意味でなくて。

なぜあえてここで設けなかったというのももう一回聞くのと、それとあと今度は実際定住されて、家を建てて、その後のチェック機能、先ほど言いましたように、地域の活動に積極的に取り組んでいただいて寄与してもらおうというのも条件に入っているというのは常にずっと住んでいないといけないということですよね、ここ、定住ですから。例えば別荘がわりに使われてしまった場合にはさてどうなのだろうというふうな疑問が湧いてくるわけです。ですから、後のチェックというのもどういうふうに考えておられるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 細かな部分の運用ルールにつきましては今後規則の中で定めていきたいというふうに考えておりますので、今具体的な部分というのはなかなか御答弁しづらいところがあるのですが、そもそものこの定住の趣旨、定住促進条例を提案させていただいた部分につきましては住みたいというふうに思われる方が例えば家と土地を探して、そこに単純に住みたいという方もおられるかもわからないですし、そこをフィールドといたしまして業をしたいというような方もいろいろとおられるというふうに思います。多様なニーズに対応するために細かな制約というものを設けない状況で今回提案をさせていただいているというところがまず1点ございます。

さらに、ここの部分につきましては、先ほど来ちょっとお話がありましたように、定住という部分を考えてとやっぱり地域になじんでいただかなければいけないという部分がありますので、地域での活動とかコミュニティーを形成する上に必要ないろんな取組をやっていただくという意思があるかないかという部分につきましてはやっぱり重要なところにあるのかなということで、条例の中にもその旨、明記をさせていただいているということでございます。

今後定期的にどういうふうにもそこを見ていくかという部分につきましては、その申請された状況と内容を踏まえながら、そこはちょっと制度設計をしていきたいなというふうに思います。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（川本 円君） 以上です。

委員長（山元経穂君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 質疑なしと認め、本委員会の付託案件についての質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決に入ります。

議案第31号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第31号竹原市農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者等に準ずる者とするにつき議会の同意を求めることについて、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第32号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第33号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第34号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第35号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第36号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第36号竹原市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号竹原市定住促進条例案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第37号竹原市定住促進条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第38号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。

また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻委員長において調整いたしますので、御了承願います。

ここで傍聴者，執行部の方は退席してください。ありがとうございました。

審査の都合上，暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時24分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより行政報告に入ります。

まず，竹原市地域防災計画の概要について説明を受けます。

総務課長。

総務課長（向井聡司君） それでは，竹原市地域防災計画のことにつきまして御報告をさせていただきます。

それでは，お配りをしておりますお手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

1番目の計画改定の経緯でございますが，竹原市地域防災計画は平成20年8月以降，約9年ぶりの全面改定となっております。この改定は，東日本大震災をはじめとする災害が全国各地で起こりまして，それに対応した災害対策基本法などの改正が行われております。また，国の防災計画や今後起こり得るであろう南海トラフ巨大地震の被害想定などを反映した広島県の地域防災計画等が示されております。これらの各計画や関係法令とも整合性を図る中で，より安全・安心なまちづくりを総合的に推進することを目的として改定をしております。

2番目でございます。2番目の計画の改定のポイントですが，4つございます。

①法令上位計画及び東日本大震災等の教訓を反映する。②災害対応業務の全体像が把握しやすく，市職員，市民等の誰が見てもわかりやすい計画とする。③各種災害に対して一元的な対応が行われるものとする。④災害対応業務をいつ，誰が，どこで，何を，どのように行動するのかがわかりやすいものとする。以上に重点を置きましてより使いやすいものへ改定を行っております。

3番目の計画の構成でございますが，（1）でございます。地域防災計画は災害対策基本法をはじめとする諸法令や国が策定をいたします災害基本計画，また県の地域防災計画

などと連携を図り作成されております。(2)でございます。計画は主に台風や豪雨などを対象といたしました基本編と地震災害を対象に取りまとめました地震対策編の2編で構成をしております。また、計画に関する資料などを資料編として整理をしております。

右側の方に移ります。

4番目の直近の主な改定箇所でございます。こちらの方は平成29年度の広島県地域防災計画の見直しに伴いまして本市の計画にも反映させております。改定項目は4つございます。①でございます。水防法、下水道法等の改正によるものが①でございます。②平成27年9月の関東・東北豪雨災害、鬼怒川を踏まえた対策によるものでございます。③でございます。平成28年台風10号被害、岩手県岩泉町を踏まえた対策によるもの。④で熊本地震を踏まえた対策によるものでございます。

5番目の計画の内容でございますが、基本編の総則につきましては計画の方針、市の概要について示しております。災害予防計画では災害に備えて市をはじめとする関係機関や住民が事前に行う対策について示しております。災害応急対策計画には災害発生直前から発生後の初動期までの応急対策16項目に関する事項を定めております。災害復旧計画は災害に対する応急対策を行った後におきまして被災者の生活の安定、生業の維持回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定めております。震災対策編におきましては地震災害対策、津波災害対策の対応に関しまして基本編と同様に示しているものでございます。資料編でございますが、計画に関わる様式、条例、その他資料を示しております。

6番目の今後のスケジュールというふうになっておりますが、こちらは多少日にちが経過をしておりますが、流れを説明をさせていただきます。

先月の5月18日に第1回の防災会議を開催をしております。その翌日5月19日から6月19日の間、パブリックコメントを実施いたしました。先ほどの一般質問、堀越議員さんも質問がございましたように何件かの御意見をいただいております。その意見を調整、反映しまして、6月29日に第2回の防災会議を開催して承認を得る流れとなっております。

竹原市地域防災計画の報告は以上でございます。

委員長(山元経穂君) ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） ちょっと確認させてください。

2番の計画改定のポイントの1番に法令上位計画云々を反映するとありますけども、これが出たのはいつだったですか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 法令上位計画及び東日本大震災等の教訓を反映する、こちらは9年間改定がなかったもので、多分東日本大震災が平成23年3月に起きているということですので、29年度の改正より前になろうかと思います。ちょっとそのところは今すぐにはわからないんですけど。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） ちょっと補足しますが、計画改定の経緯のところがございますように、災害、東日本大震災、先ほど総務課長申しましたが、平成23年3月ということでございます。その後、国によります法律の一部改正等、また平成25年10月には広島県の地震被害想定も出されております。そういった意味を含めまして、記憶に新しいところだと平成26年8月の広島市土砂災害も発生したということでございます。それら災害を受けまして、災害対策基本法、また土砂災害防止法も一部改定を伴いまして、直近でありますと昨年4月の熊本地震の発生というものが契機になっておりまして、そういったものを反映しているということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） トータルで言うとそうなのでしょうけども、東日本大震災の後の24年、25年、災害対策基本法、ここからの流れだと思います。それをほかのというか、早いところの市町ではもう既にこれ完成しているし、うちのレベルでやっているところもある、もっと遅いところもあるというのは聞いていますけども、いろんなところに勉強に行ってこれを聞くと、やはりその市町のトップの感覚なのだそうです。我々もこれを受けて議員の行動マニュアルというものをつくり始めて、ほぼでき上がったような感じがあるんですけども、そこは協力しながらできると思うのですが、僕はちょっと遅いという感覚があるのです。

だから、こういうものをやる時にはやはり熊本のこともある、広島のこともあると言っていたら、もうずっと、では明日起こったこともあさって起こったことも反映していくと

いったら一生できないではないですか。でなくて、やはり初めて経験したというか、我々が生存している時間軸の中で東日本大震災というものは本当に想定外のことであったということがありましたので、そこを基準としたところをつくると、それで津波の掲示板をやったりしてきましたよね。そういう対応はされてきたのですけども、これがいかにも遅いなという感じを受けていますので、是非こういうものに対しては積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えておりますので、これからも迅速、いつ来るかわからないわけですから、一日でも早いものをつくっていただきたいと。

1つ要望なのですけども、避難訓練とかありますね。そういう時にやはりこれを今までと同じようなことでなくて、せっかくこういうものをつくっていくのですから、どんどん新しいものを入れたもっと実用的な避難訓練なども自治会長だけでなく地域的にやっていかないとその地域地域で違うと思うのです。そのあたりの見解はいかがですか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） まず地域防災計画でございますが、定期的な改正ができていないということで約9年間ほど改正できていませんでした。その点は大変申しわけないと思っております。確かにいつ災害が起きるかわからないということでございまして、風水害、台風につきましてはある程度進路等でわかる面はありますが、地震につきましてはいつ何どき起こるかわからないと。緊急地震速報が発生されてももう数秒間のことですので、日ごろの備えは大切だろうと思っております。

お話ございましたように、避難の関係でございますが、大川委員から話ございましたように、平成25年6月の災害対策基本法でそれまでの災害時要援護者というくくりから要配慮者、要支援者という名称も変わっております。各地域で自主防災訓練等を積極的に行っていただいておりますので、その中で地区によっては避難訓練等もされております。特に配慮が必要な方の避難というのは日ごろの訓練がないといざという時、有事の際にはなかなか行動を起こせないという面はあると思っておりますので、その点踏まえまして地区ごとで特性、特色があると思っておりますので、その点を踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） いいですか。

その他ございませんか。

川本委員。

委員（川本 円君） 改正のポイントの中で私もちよっと聞きたいことがあるのですが、2番目のところにある市職員，市民等が誰が見てもわかりやすい計画とするというふうに書いておりますから，当然のことながら防災のためのマップであるとか，または手引というのですか，そういった冊子的なものは今後改めて作り直すという考えでよろしいのでしょうか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） パブリックコメントの際に地域防災計画基本編，震災対策編，資料編を掲載させていただいております。一般質問の中で堀越議員さんからの質問ございましたように，なかなかボリュームがかなりあるものでございます。現在担当の方で考えておりますのは概要版としまして薄い冊子，そちらの方でまとめる中でわかりやすいというものを作成を検討いたしております。でき次第，また市民の皆さんには周知を図りたいと思っております。

あと，マップという話でございますが，これも一般質問の中でございましたように，特に土砂災害のハザードマップは現在調査等も進んでおりますが，一定に完了次第，またそのマップのことも検討ということと，既存のマップもかなりもう部数も不足している面もありますので，また中身も検討いたした上で作成はいたしたいと考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

今マップができ次第早急にという話なのですが，避難通路，動線です，そのあたり，それとあと避難場所，それから備品がどこにあるとか，備蓄しているのがどこにあるか，当然そういうのも含まれてくると思います。

ちょっと僕よく把握していないのでお聞きするのですが，例えば震災，先ほど大川委員が言われたように大震災が起きた場合に当然物流がとまってしまう可能性が大，飲料水にしる，今度は食料も滞ると。なかなか市民には行き渡らないケースも出てくる可能性もあるわけです。そうした場合に，例えばコンビニであるとか近くのスーパーであるとか，そういったところと提携して一時的に無料配布とか，そういったシステムがあるのかどうか。なければそのあたりどういうふうを考えているか，ちょっとお聞かせ願えたらと思うのですが。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） このたびの改正でやはり災害時に物資輸送の円滑化というのがどうしても必要になると思いますので、そういう輸送業者の協会の方々にも委員になっていただきまして、配送状況やニーズの把握、避難所へ持っていった時に今どういう状況ですというような現状把握、そのような情報共有システムの整備、あるいは輸送拠点としての利活用な民間事業者の施設等の把握をしていただくという方向になっております。それから、地元のそういうコンビニあるいは飲料メーカーとの協力も得まして、そういう災害時には対応していく必要があるというふうに考えております。

委員（川本 円君） 今はない。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 協定としましては各種協定を結んでいる中で、直近で申しますと平成21年に竹原飲食組合と災害時における協力に関する協定というのは締結しております、その際は食材提供、調理等の協力ということで、市の方から依頼があれば一定には手続というものがございます。ただ、全国的にありますようにコンビニエンスストアとの提携についてはまだできておりませんので、この点は24時間あいているという施設と、ただ市の方がソフト対策として周知をお願いしているのが、よく言われている3日分の食料また飲料水等のということも自主防災訓練また出前講座等できいという時の備えということは啓発をしておりますので、その点は改めて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員（川本 円君） 今後取組は。

委員長（山元経穂君） どうします。

委員（川本 円君） 済みません、では確認だけ。

今の時点ではコンビニとか地元スーパーとはまだそういうふうなことは結んでないということで、今後は考えるということによろしいですか。その確認だけでいいです。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 今、委員さん御指摘のとおり、これは早急にしていかなければいけないかなというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） いいですか。

その他ございませんか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 先ほど概要版をつくる，マップなどをもつくるというふうにおっしゃられておりました。やはりこれは市民のところに行ってもそれをいかに利用してもらうかというところが必要なところだと思います。これをそれぞれの家庭なり地域で活用できるようなところをしっかりと，出前講座だけではなく，地域で活用をするということを市の方から周知していただきたいというふうに思いますが，そのことについてお願いします。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 委員からおっしゃられるような，出前講座でうちが依頼を受けていく場合もありますし，押しかけではないのですが，うちから行く場合もございます。確かに出前講座だけでなく，地域で活用いただくのが一番だと思っておりますので，概要版につきましても目に触れやすいようなデザイン等も工夫しなければならないと思っております。市民の皆さんにいかに浸透させるかというのがありますので，いざという時のための役立てるものですので，その点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） いいですか。

その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） まず1点，先ほど大川委員がおっしゃられた議員の防災マニュアル，議員としての今作成中でほぼ完成もし，あとは最終的な皆さんに協力を得るという段階まで来ているのですが，その中において今の計画の中でいくと事務局の職員が災害対策本部が立ち上がった時にどのように配置されるのかというところが，議員の中にも御意見がいただいたりしているのですが，それを極力こちらの方の議員側と，これをつくったという一番の根本的なところは今までのあらゆる災害の中で大きな大災害が起きた，本市だけではなく全国的に起きた中で議員が個人プレーをするというところで災害対策本部の混乱を来すような状況があったということも踏まえた上で災害対策本部の手かせ足かせにならないようにしていかなければいけないという意味においても大きな重要なポイントになっている。

だから，災害対策本部を極力支援させていただけるための支援連絡会というのを設置していこうということが基本になっておりますので，そういうことも踏まえた上で事務局との災害対策本部ができてからの連携ということになるとどうしても人員確保というの必

要になってくると思います。もともとのパイが少ない中ではあるのですが、こちら側の事務局サイド、議員の方の意向というものも聞いていただかなければいけないのかなというふうに感じますので、その点についてどのように思われるのか、まず1点お伺いしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えします。

災害対策本部のお話ございました。

まず、災害対策本部につきましては、設置基準といたしまして市の方が考えておられますのが暴風警報、大雨、洪水、波浪、そういった高潮の警報、これら特別警報等が発表された場合、または台風が接近するなど全庁的かつ総合的な対策が必要とされる時、または記録的短時間大雨情報が発表、また土砂災害警戒情報が発表された時など、そういった災害が発生し、かつその被害が相当大規模に及ぶおそれがある時、そういった時は市長が災害対策本部を設置するというものでございます。

今、市が考えております中でお話ございました議会事務局の職員につきましては、現在のところ災対本部の構成にはちょっと外しております。先ほどお話しございました点も踏まえまして、今回の地域防災計画上の体制の中ではそのように対応を図ろうと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） またしっかりと連携をとらせていただきたいと思っておりますので、その点をよろしく願いいたします。

あと、もう一点なのですけれども、先ほど説明の中に膨大な資料概要ということになるので、それをいかに住民、市民の方々に理解していただけるか。要するに中身が大事だというふうに私は思うのですけれども、その中で概要版の作成を検討されているというふうに言われておりました。

概要版の作成というのは、これは東京防災というすばらしいものなのです。こんなにすばらしいものをつくるということはないと思いますけれども、これは一目瞭然市民の方が見られて物すごくよくわかりやすいということで、これ東京都全戸配布されたそうなのですけど、予算もあるし、膨大な中身になっているかなと思うのですけれども、どうせつくるのであれば今 J - A L E R T でもなかなか周知ができないという状況でもあります。こういうものをつくるのであれば、最高のものを参考にしながらよりわかりやすいものを作

成、検討していただきたいなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 概要版のお話ございましたが、市の方で現在考えておりますのは余りボリュームはやはり大きくならなくて、色もわかりやすく、文字もできるだけ大きい感じで作ろうと思っています。内容としましては、ともに自助、共助、公助ではないですけど、役割といいますか、有事の際のそれぞれの役割というのを中心に書こうと思っています。

今御紹介いただきました文献もちょっと御参考にさせていただく中で、当然先ほど川本委員からもありましたが、避難路とか避難場所とか、そういったものも網羅した上で総合的な市民の方が見て対策がとれるものにしたいと思っています。

以上です。

委員長（山元経穂君） いいですか。

その他ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） まず、今後のスケジュールのところに書かれていますけども、5月18日に第1回防災会議が開催されて、原案が提示されて、5月19日から6月15日の間に防災会議委員の意見募集をやっておられますよね。そして、5月19日から6月19日までパブリックコメントの意見募集をやってというスケジュールになっているのですが、これらが具体的にどの程度の意見が募集できたのか、あるいは防災会議委員からはどの程度の意見が出されたのか、その点について伺います。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） パブリックコメントの意見でございますが、具体的には市民の方から3件と防災会議の委員さんからは8件ほどございまして、あと市役所の庁内の中では59件ほどあったということです。一般質問の際の御答弁申し上げましたが、主には字句の訂正とかそういったものでございまして、その中で特出した意見としては平成6年に発生した林野火災におけることとございまして、火災から23年が経過して世代もかわろうとしている中で、二度とこのような火災が起こらないよう過去の災害を伝えていくことが必要であろうという意見がございましたということで御紹介させていただきました。

その意見も踏まえまして、本市といたしましてもそういった過去の災害の教訓、伝承、過去には昭和42年災とか身近なところで言いますと平成16年の台風16号、18号の

被害等も大きいものもございましたので、そういったものを次世代に受け継いでいくということが大変重要であろうということから、この地域防災計画にその概要も掲載することとしていることと、委員から冒頭お話ございましたスケジュールの面でございますが、我々としたしましてはもっと早く策定は当然しておかなければいけませんでしたが、出水期、梅雨時期までにはというのが目標にしておりましたが、梅雨はもう過ぎて入ってしまいましたが、それまでには計画策定と思っておりましたが、なかなかちょっと予定どおり行かずに、第2回の防災会議が6月29日でございますので、その点では一定には原案の承認をいただきたいと思う中でこのスケジュールとなっております。

今後におきましては、今回地域防災計画を策定しましたら、その都度、上位計画あるいは法律等も一部改正が頻繁にありますので、その辺は遅滞なく取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経徳君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 要はこのスケジュールからしても防災会議の果たす役割が結局この計画策定において非常に重要だとしたら、防災会議の委員は多分このいろんなパブリックコメントなどを受けて、それをまとめて、ここで第2回の防災会議で原案を承認して県に報告するということになっていますから、ある意味で防災会議が基本的には決めるのですよということになっている。ところが、防災計画の概要についてのこの資料においてもそうだけど、具体的内容についてはどこにも書いていない。それは後できます、リーフレット見てください、後できる計画は物すごく大部なものですけども、それを読んでくださいということなのだけど、多分このような日程の中で防災会議委員の方々も本当に防災計画自体について腹にしっかりおさまるようなことになるのかなという危惧をこれ自体で感じます。

もう一つは、議会に対しても例えば今日防災計画の概要についてという形でこういう報告がされるわけだけでも、これを読む限りは防災計画の概要についてはほとんどわかりません、具体的な内容についてわからない。どうもそこらあたりがこの防災計画の策定がやっぱり非常に机上のものであって、具体的にこれを実施するに当たって住民やあるいは具体的な関係者はどのように動くのかということについて多分ほとんどのところに周知が行かないということに結果的にはなっているのではないかと思う。

その改善が逆に今は求められていて、一方では例えば地域では協働のまちづくりの中

にそれぞれ防災部会を設けて、様々な図上訓練であるとかあるいは避難訓練であるとかということは実際にもう既に行われているわけですね。多分これまちづくり推進課なり総務課の方で対応されていると思うのです。そういう協働のまちづくりなどで行われている様々な防災についての図上訓練であるとか避難訓練というふうなものが実際に行われているし、市の方からもそこに具体的に人を派遣して、その協議に参画しているというふうなことがこの計画策定の中に踏まえられていかなければ、やっぱり地域や住民のものになっていかない。そのためにそれぞれの協働のまちづくりの中に防災部会というふうなものが設けられているのだと思うのです。その連携をどうつくって、それをどう組織的にしていくかというようなことがやっぱりもっと具体的に提起をされないと、計画はどこか大部の計画がどこかの図書におさめられて、市民にとってはその計画そのものが具体的に伝わらないということにもなってくる。

そういう意味では、この計画をつくることも非常に大事なんだけど、この計画が市民に周知されるその仕組みをどれだけ広げていくかというようなことをもっとしっかり協議をしていく必要があるのではないかと。例えば、私のところの地元の協働のまちづくりでは防災部会というのをつくられていて、その防災部会の中には今度は各自治会の中から何名かずつが防災委員になっていて、そこで図上訓練をしたり例えば今度避難訓練をする場合にはどうしましょうかと、あるいは今度大雨が降る前提で土のうづくりをやるにはいろんなまず防災委員が協力しましょうとかというふうなことが様々に行われていると思う。そういう意味で、さっきの話とも共通するのだけど、例えばまちづくり推進課であったりあるいは総務課であったり、防災を直接担当する部署であったり、あるいは建設課であったり、そういうあたりが総合的にやっぱりこの防災計画中に関与していかないとなかなか具体的に実践的な計画になっていかないのではないかと。それを掌握するのがこの計画の策定の部分なのでしょうね。

そこらがどうも、計画をつくるのが悪いとかとどうとかというのではないけれども、やっぱり計画をつくるということは具体的に市民がそれを実行するに当たってどれだけその計画が役に立つかということが鍵なわけですから、例えばこれができて概要版ができて、ぱっとホームページに掲載されて配るだけではなくて、そういう協働のまちづくりの防災部会の中でこの計画に対しての説明会とか学習会をやりましょうとか。あるいは今度できた計画に基づいて今までかわった時点では、避難訓練のやり方もこういうことが課題ですよと。さっきちょっと話にあった、例えば食料の備蓄についても3日間が、せめて応

援が来るまではそれぞれの地域がその3日分を確保しましょうというので、うちの自治会なんかは倉庫を確保して、3日分の一応全員の食料については水と必要なものについてはその倉庫に備蓄するというようなことも具体的にやっています。

そういう成果やいろんなやられていることを広げていくことによってこの裾野を広げていくような、そういうことがやっぱり求められてくると思うのです。計画はあります、しかし計画はみんな知りませんよということではやっぱりいけないわけで、それは概要版にしても読んだか読まないかというけれども、やっぱり学習会をやらなければ読まない。だったら、協働のまちづくりの防災部会というふうなものを利用して、例えばこの概要版、今度できる概要版の説明会とか学習会ということによってこれが地域におりていく、その第二弾、第三弾の仕組みがつかられないと、結果はやっぱり書架におさまって終わりということになるのでないかと。

そこらあたりをちょっとせっかくこの防災計画をつくるのだったら、例えば協働のまちづくりのまず代表者を集めてこの説明会をやるとか、あるいは自治会長さんを集めてその地域に即した説明会をやるとか、そういう企画をやっぱりこの次の、今後のスケジュールのその次のスケジュールの中でしっかりやっていると地域が伸びないのでないかと。逆に地域の方はやっぱり今地域の課題として一番大切なのは非常に高齢化が進んできて、例えば避難一つするにしても向こう三軒両隣がお互いに話しして、誰々さんは誰が連れていきましょうということまで決める、そういうふうなこともやられ始めているわけだから、そういう先進事例だったらそういうものをこれからの防災の中に生かしていきましょうというふうなキャンペーンを張れるような取組にこの防災計画を位置づけていかないと、結局絵に描いた餅になるという気がしますので、そこらあたりの今後の方向についてをお伺いします。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 確かに計画の策定で我々もそれが最終地点と思っております。冒頭説明しました防災会議につきましては、お話ございましたように地域防災計画を作成し、その実施を推進することというのが所掌の事務に入っております。また、その重要事項に関し、防災に関しまして市長に意見を述べることも防災会議のメンバーの意見となっております。このたび久しぶりの地域防災計画の策定ということで、当然防災会議の委員さんも新任の方が大変多くございまして、なかなか我々の説明も十分行き渡っていないという点は確かにあろうかと思っております。

お話ございましたように、現在市内17地区、住民自治組織の中でやはり一番身近なのは防災というので取組が進まれているということも承知いたしております。我々もまちづくり推進課と総務課あるいは建設課とよくお話に出向きますが、やはり皆さん関心がとても高く、特に沿岸部の方は実際に被害に遭われた方の記憶がかなりまだ残っていらっしゃると思いますので、その点も踏まえて委員お話ございましたように3日分の食料の備蓄はもう備えられているというのはあろうかと思えます。

今後の展開といたしましては、概要版で少しでもわかりやすくというのがありますが、我々が地域に出向いて皆さんに御理解いただいて、有事の際には特に避難行動要支援者、高齢者の方とかお体が不自由な方を率先して避難できるように、犠牲がないようにというのが一番だと思っておりますので、その点踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 総務課の方に防災担当の職員を配置されて、その方がいろんな機会に来られるし、また三原あたりでそういう地域の防災を頑張っておられる方が講師になって図上訓練やったりということもやられていますよね。やっぱりそういうことが非常にこの計画が現場においていく一つのつてになると思うのです。そういうことを是非お願いしておきたい。

そういう意味で、今防災会議の委員の方々も新任の方も多いというようなこともありました。できたらそういう防災会議の委員の方とそれから総務課の職員なりまちづくり推進課の職員が一緒に行って説明をしたり、また同時に地元のいろんな声を聞いて帰ってくるということを集約できるような仕組みを是非つくって、この計画がまさに絵に描いた餅にならないように御努力をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（山元経穂君） 答弁は。

委員（脇本茂紀君） お願いします。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 今いただいたお話踏まえまして今後の取組に生かしていきたいと思っておりますことと、いつ何どき起こるかわからない災害でございますので、その点は踏まえて取り組んでまいります。

以上です。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

副委員長。

副委員長（堀越賢二君） もう総括的なことになりますけど、先ほどの皆さんから出た意見というものはやっぱり災害がもし起こった時の対応に不備がないようにしっかりとやっていくということが必要であろうということだったと思いますし、またそれは地域の特性に合ったものでなければ全く役に立たなかったり行動が違う方向に行ったりということにもなりますので、市内の横の連携をしっかりと密にとっていただいて、ここがもう肝だと思しますので、それらをもってそれぞれの地域の特性に合ったものをしっかりとつくっていく、地域の皆さんとともに行動できるようにしていくということが大事だと思いますので、もうその点もしっかりやっていくという返答をいただいておりますので答弁はいいですけど、重ね重ねお願いをしておきます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） ごめんなさい、先ほど言えばよかった。

済みません、結局計画をつくる段階ではもう物すごく男性が多いのです。その中でも女性会からも代表者が入られておりますけども、計画の段階で男性が多くて、結局でき上がったものに関しては女性の立場とか女性の意見というのが反映されていないということで、先ほど紹介させていただいた東京防災、この冊子も別の女性の視点の防災というものまた出るそうなのです。それぐらいつくる方々は男性陣が多くて、実際運用する側というのが高齢化社会であり女性の方々が地域においても非常に多くいらっしゃるということ。だから、いろいろな情報弱者とか要援護者とか、また高齢者、そういう方々によりわかりやすいものを、どうせつくるのであればそのような形をつくっていただく方がありがたいなというふうに感じておりますので、そこ済みません、よろしく願いいたします。その辺はどう思われるか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 女性の視点ということでございまして、今回の市の防災会議も率直に申しまして男性が多数というのが現実でございます。市が策定します各種計画に伴います会議なり審議会でもその点は十分踏まえてまいっておりますが、なかなか女性の比率というのが十分に行き渡っていないのが現実だろうと思っております。

災害時において支援が必要な方とか高齢者の方，女性の比率も当然高くなっていると思いますので，計画策定した後にまた御説明する際にはそういった視点も踏まえた取組は必要であろうと思っておりますので，その点踏まえてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 大規模な東京の大都市のものではありますけども，それだけのニーズが高いということもありますので，是非東京の方の情報も取り入れていただいて，研究していただければなと思いますけど，その辺はいかがでしょうか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） そうですね。御紹介いただいた面も踏まえまして，他都市の状況も踏まえた面もありますので，その点も取組に生かしてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

それでは，委員長から1つ要望しておきます。

今回竹原市地域防災計画の概要について，先ほど川本委員からもありました，冊子をつくるということと脇本委員さんからもありまして，突然出てきたわけではないけど，こういうような概要がぽこっと出てきてもなかなか理解しづらいということがありまして，先ほど総務部長の御答弁で市民用に概要した冊子をつくるということでありましたけど，できればその冊子を配る前にある程度の完成して製本する前ぐらいに当委員会において示して説明していただきたいと思っております。そして，そこでまた各委員さんの意見によってある程度できた段階なのでどこまでできるかはわかりませんが，ある程度意見を反映していただいて，それから製本していただければと思いますので，できた時点で当委員会への報告説明をお願いいたしたいということで，委員長から要望しておきます。

それでは，次の行政報告，竹原市公共施設総合管理計画の概要について説明を受けます。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは，竹原市公共施設総合管理計画でございます。

平成29年1月16日から2月15日までパブリックコメントを実施いたしまして，最終的に取りまとめたものでございます。お手元に配らせていただいておりますのは計画全

体については37ページぐらいのボリュームがあるもので、その中から重要部分を抜粋したものを概要版ということで説明資料として作成をさせていただきました。これについては、A3判で広げていただくのではなくて、ページがついておりますので、1枚ずつめくる形で御説明をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

内容については、この文章を追いながら御説明という形にさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、計画策定の目的でございます。

本市におきましては、昭和40年代、50年代に多くの公共施設等の整備を行っております。そのうち公共建築物は建築後30年以上経過したものが7割を超えるなど、老朽化が進んでおり、加えて人口減少等による利用需要の変化、耐震化やユニバーサルデザインへの対応が求められるなど、公共施設等を取り巻く課題は増大していると、そういった状況でございます。財政的にも将来的な厳しい状況を鑑みますと、現在保有している全ての公共施設等を適切に維持管理していくことは極めて困難な状況であると考えております。

このような状況を踏まえまして、サービス水準を維持しながら将来的な財政負担を軽減していくために、公共施設等の現状を把握するとともに中・長期的かつ包括的な観点で適切な施設保有量とあり方を検討し、その対応の方向性を明確にした当該計画を策定したものでございます。そして、この計画を基本といたしまして、公共施設マネジメントの推進という形をとってまいりたいと、そのように考えております。

2番目でございます。公共施設等の現況及び将来の見通しです。

老朽化をはじめとした公共施設等の状況として、本市におきましては217施設、床面積で16万6,864平方メートルの公共建築物を保有をしております。この内訳につきましては、右側の円グラフで示しておりますとおり学校教育系施設が39.5%と最も高く、次いで公営住宅が20.1%、市民文化系施設が10.9%となっております。

続いて、公共建築物の保有量でございます。

本市の公共建築物の人口当たり延べ床面積は5.8平方メートルでございます。下のグラフでお示しをいたしているとおり、県内の類似規模都市、これは人口1万人以上10万人未満の都市でございますが、その中では中間的な値となっておりますが、未合併市町平均の3.8平方メートルや全国平均の3.6平方メートルと比べると1.5倍以上多いことがこれで御理解していただけたと思います。このことにつきましては、市町それぞれの面積が異なるというそういう実情もありますので、比較対象として適切ではないという思

いもあるかも知れませんが、ここにつきましては一つの目安としての考え方を理解していただければと、そのように思います。

2ページをごらんください。

維持管理費等に係る経費の見込みやこれらに充当可能な財源の見込みでございます。それぞれ公共建築物と公共土木施設、道路、橋梁、分けて整理をさせていただいております。

まず、公共建築物でございますが、全ての公共建築物を耐用年数により更新した場合、今後40年間で796.5億円、平均いたしますと年間で19.9億円必要となると、そのように試算をしております。それに対しまして、投資的経費、これは直近3カ年の平均をとっておりますが、その額が8.8億円となっております。それと比較したら、結論として毎年11.1億円の経費不足が見込まれると、そのような状況でございます。現在の投資的経費の水準では全ての公共建築物は更新していくことは極めて困難である、人口減少による利用需要の低下を踏まえて公共建築物全体の保有量を見直す必要があると、そのように結論づけております。

次に、公共土木施設、道路、橋梁の状況でございます。

先ほどの公共建築物と同様の比較をしております。全ての道路、橋梁を更新した場合、今後40年間で222.4億円、年間で5.5億円必要となります。それに対しまして投資的経費の直近3カ年の平均については約1億円となっております。その両額を比較いたしますと、毎年4.5億円もの経費不足が見込まれるという状況でございます。

公共土木施設については、住民生活や社会経済活動をする上で必要不可欠な施設でございます。したがって、容易に削減することは困難でありますので、今後より投資的経費の精査を行うということで更新費用の抑制方策について取り組んでいく必要があると、そのように結論づけております。

続いて、右側の3ページでございます。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針でございます。

公共施設等は市民の貴重な財産であり、まちづくりの基盤であることから、あり方の検討に当たっては市民と問題意識を共有し、協働して取り組む必要があると、そのように考えております。また、人口減少時代の新しいまちづくりのため効率的な維持管理による公共施設等のサービス水準の維持と統廃合等による将来的な財政負担の軽減を両立させること、それが必要だと、そのように考えております。

計画期間でございますが、ここはちょっと上から3行目でございます。計画期間を平成29年度から平成58年度までの30年間と、そのように考えております。この計画期間の中でこの総合管理計画を着実に推進するため施設類型ごとの個別計画を策定し、5年間で実効性のある行動計画を策定すると。それでその行動計画を実行していきたいと、そのように考えております。しかしながら、社会情勢や施設環境等の変化が想定されますので、それに対応するために随時行動計画を見直し、対応を図ってまいりたいと、そのように考えております。その計画期間中のイメージについては、下に書いてあるイメージ図をごらんになっていただければと思います。

続いて、全庁的な取組体制の構築及び情報管理、共有方策でございます。

本計画の策定趣旨を踏まえまして全庁で危機感、問題意識を共有し、公共施設等のマネジメントを実施するための組織、これについては竹原市公共施設マネジメント推進会議、仮称という形でそういった会議を設置をして計画の推進に向けた方針等の決定をいたしたいと、そのように考えております。

1枚めくっていただいて4ページ目でございます。

現状や課題に関する基本認識でございます。

ここではこれまで説明を申し上げました公共施設等の現状や将来的な負担などを改めて基本認識として説明をする部分でございます。これまでの説明と重複いたしますので、ここについては省略をさせていただきます。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方として表で取りまとめております。項目といたしまして、点検、診断等の実施方針、維持管理、修繕、更新等の実施方針、安全確保の実施方針、耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針、統合や廃止の推進方針、それぞれ公共建築物と公共土木施設に分けまして考え方を整理をしております。点検、診断等につきましては、やはり予防保全が重要ということで、定期的な点検、診断を行うという内容でございます。維持管理、修繕、更新等の実施方針につきましても、そうした定期的な検討等に基づいて計画的に維持管理、修繕を実施していく。耐震化の実施方針につきましては、耐震化未実施の公共施設等へ優先順位をつけて段階的に耐震化を実施していく。長寿命化の実施方針につきましても計画的な補修修繕を行うことによって長寿命化を図って、将来的な更新、維持管理コストの削減等を図っていくと。

統合や廃止の推進方針でございますが、公共建築物の方におきましては公共建築物の保有量の全国平均と同水準までの約38%の削減を目標として推進してまいりたいと考えて

おります。この進め方につきましては前のページで説明をいたしたとおり、施設類型ごとに定める個別計画の中に具体的な考え方を盛り込んだ上で行動計画を策定して実行していくことと、そのようになると考えております。

最後、4番ですが、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針ということで、各種施設類型ごとに考え方を取りまとめて整理をしている内容となっております。

計画につきましては、既にホームページの方に掲載をさせていただいております。具体的な内容についてはそちらをごらんいただければと思います。今回は冒頭申し上げましたとおり、その計画の重要な部分を抜粋したこの概要版で御説明をさせていただきました。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） それでは、質問いたします。

先ほどの説明の中で1ページ目の2番のところで施設等の現状と将来の見通しということで円グラフと下の棒グラフがあります。目安で延べ床面積であらわしているというふうなことだったと思われましても、ちょっと腑に落ちないのが、当然上の円グラフを見ると類型別に割合が書いているので、意味合いが全然違うものでありますよね、学校関係、公園、レクリエーション、子育て、それをなぜ延べ床面積一律で考えていくのかというのがちょっと僕理解できないのですが、そこらあたりちょっと説明願います。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） あくまでもこの公共施設総合管理計画の策定の趣旨でございますが、冒頭に御説明をさせていただいたとおり人口減少が進んでいて、施設の利用需要が変化しているということが上げられます。具体的に申し上げますと、子どもの数が少なくなっていくと、学校に関しましてもこれまでも小中一貫校、統廃合を目的としたものではありませんが、小梨小学校や田万里小学校の統廃合ですとか小中一貫校の整備を行ってきたように、効率性というものではないのですが、ある程度そういった利用実態に合わせた施設のあり方というものがあると思いますので、ここの延べ床面積についてもあくまでも具体的にこの施設のどこを削減していくというのではなくて、全体的な人口減少なり年齢構成割合の変化に伴ってこの施設のあり方というのは変わっていくということがあるの

で、それに対応するための一つの目安として1人当たり面積ということで比較をしているというようなところでございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） 目安としてこういうふうに表示しているということですね。

それで、今言われたようにどこを削るというのではなくてという話しされましたけども、ということは今この円グラフ、各何%、ではこれが全体的に人口減少に合わせてこれがこじんまりになるというふうな考え方でよろしいですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 方向としてはやはりそのようになるのではないかと、そのように考えています。いずれにしても、この施設のあり方というのは将来的な財政運営に大きな影響を与えるというものでございますので、その辺も踏まえて全体的なことを皆さんと一緒に考えていって、最適な公共施設の配置というものを進めていかなければならないと、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） それで、なおかつちょっと聞きたいのですが、パーセンテージでいいますとかなり低い数字があります。例えば公園ですか、0.3というのは。ちょっとよく見えづらい。

委員長（山元経穂君） 0.3です。

委員（川本 円君） 公園が0.3とか0.7、産業系施設0.7という。ということは、こじんまりになると実際では公園が、変な話、0.3からそれでは0.1になるのか、そういう話になってくるのですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 全体を縮小するわけではなくて、あくまでも人口の状況、施設の利用需要の変化に応じてこの内容も変化をさせていかなければならないと、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） わかりました。

それと、最後のページのところの表の中で考え方の一番下のところ、公共建築物のところで全国平均に合わせるような感じで最終的には38%削減を目標とすると。それも意味は当然全国に合わせるのであればそれぐらいのパーセンテージ削減しなければいけないの

はわかりますが、その下に保有量を検討するだけでなく、公共サービスに必要な水準を保ちつつ統合や民間移管、廃止を検討するという。ちょっと僕理解できないのが、水準を保ちつつというのはどの時点の水準を保つての話なのかということと、統合や民間とか廃止するという、相反するようなところが僕はあるのでないか、発生し得ることではないのかなと思うので、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） あくまでもサービス水準はやっぱり現状のものがある程度担保される必要があると、そのように考えております。施設が統廃合されて多少の距離が長くなったり不便を生じるかもわかりませんが、あくまでも先ほど申し上げたとおり人口減少が進んでいく、施設の利用需要がかわっていく中で最適化をしていかないと将来的な財政負担、先ほど申し上げましたとおり公共施設のあり方というのが財政運営にも非常に大きな影響を及ぼすということもあるので、そこで最適化を図っていかないと財政的に立ち行かなくなるし、ということになると、市民サービスの提供もできなくなるという形になりますので、そうならないように適切に今後こういう大きな方針を掲げて進めていくというようなことが必要かなと、そのように考えております。

具体的には各施設、類型ごといろいろありますので、その中で考え方をしっかり整理をして、考え方というのも利用状況でございますとか維持管理費の状況がどうなっているのかとか、そういったことを総合的に判断をして、その施設類型ごとにどのようにしていくかというのは考えていく必要があると、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

では、最後なのですが、目標が38%減という目標を立てられておりますが、先ほどから出ました投資的経費がこのままでいくと毎年11.1億円ぐらいの経費不足が見込まれるという話だったと思います。計画期間は一応30年間ということになっておりますが、この38%を仮にクリアした場合には大体その不足が見込まれている11.1億円がどういうふうな数字が変わってくるのか、わかりますか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 申しわけありませんが、そういった試算はしておりません。30年後を目指すこの目標値についてはあくまでも現状を踏まえた目標値でございます、この目標に関しても計画期間30年間の中でやっぱり随時見直す必要もあるだろうと思

ています。社会状況の変化でございまして、か市の状況も今後どのように変わっていくかわかりませんので、その中で目標というものは適切に設定をして、あくまでもこの将来的な財政運営と公共施設の最適化をすることで持続可能な財政運営ができるような形で、その辺の両立が図れるような形、またそこには先ほど申し上げました市民サービスへの水準が低下しないように、そこにも配慮をしながら取り組む必要があると、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 2ページの公共土木施設のところで全ての道路、橋梁を更新した場合とありますけども、これは道路を更新というのはどんなことをいうのですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 舗装にも一定の耐用年数とございますか、維持する年数がありますので、その年数で見えております。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ごめんごめん、そうでなくて、全ての道路を更新というのは全部のアスファルトを取って新品にするという意味ですか。それとも、今やっているみたいに上に積むだけのことなのですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） ちょっとそれについてはごめんなさい、どっちだったかな、済みません。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） そういうふうには、ちょっとこの2ページにある充当可能な財源の見込みというのがどうも曖昧なのです。もう相当違ってくると思います、考え方として。ただ、私はこの全般的なトータルの考え方としては理解できるものです。こういうことをしていく必要はあるのだろうなというのは思っています。ただ、今さらというのものもあるし、1ページのところで川本委員からあったところで財政運営上云々とか、目安としてとか言っていますけども、要はこの市役所の建物が建った時に、これが例えば100年もつものであるのならば、普通の人で考えれば100年後には建てかえるのはわかっているわけですから、そういう計画はあるのでないですか。これからすると財政運営していないように見えるのですけども、そういう公共施設の建てかえとかそういった計画というのは今ない

ということなのですよ。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） それぞれその時代時代で状況が変わっていくということもありますので、例えば今回の庁舎についても現実的には建てかえるのではなくて竹原合同ビルへの移転を目指しているように、その時その時で判断があるだろうと思います。もちろん人がその利用需要が低下したらその2つあるものを1つ廃止して1つに移行するとか、2つのものを壊して1個にするとかというのはいろんなパターンがあると思いますので、その当初立てた時に全て更新を前提に、その場所に更新するという前提にした計画の方は立ててはおりません。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 私も議員になって初めてわかったのですが、そういう市の財政運営をしているのですからこうなるのは仕方ないと思いますけども、どちらにしてもこの計画期間が5年で30年でしょう。30年というのはわからないでもないですけども、当初の5年計画、3ページの計画期間とありますけども、これはもう少し短くして、将来的なことを考えるともっと早い時点でやっていかないと間に合わないのではないかとこのころがあるのですけども、その感覚はどうですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） これはあくまでも長いスパンでちょっと見ていかないと、本当に短期間でやろうと思えばそれこそ財政的にもう破綻してしまうというようなところがあるので、30年間というちょっと長いスパンでもって最適化を目指していくと、そういったものでございます。

委員（大川弘雄君） 行動計画は。

財政課長（沖本 太君） 行動計画の方です。行動計画の方は各具体的に動いていくための計画でございますので、我々としては5年程度が適当ではないかと、そのように考えて制度設計をしております。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 何か、今から定年する人もおられるのでしょうかけども、やはりちょっと先延ばし感があるので、もう少し早い方がいいのではないかなというふうに思います。

それと最後に、4ページの先ほども出ましたけども、統合や廃止の推進の方針のところが一番下です。国の平均の3.6、これを目指して38%削減とありますけども、もう一

回確認です。30年後の人口は幾らの予定ですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 計画の9ページに載っているのですが、30年後の人口は1万8,398名と、そのように推計しております。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） だから、その人数割をしたわけですよね。わかりました。

だから、それもわかりますけど、そこの部分は頑張りつつもという、最悪の状態を考えてやっていただいているのだと思うのですが、私の今聞いたところは聞きましたけども、個人的にはやはり目安もいいですけども、利用実態に合った、広かろうが狭かろうが必要なものは必要、そういったところを十分に皆さんと話をしながらやっていただきたいと思います。その辺は大丈夫ですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） おっしゃられるとおりで、必要なものはもちろん必要でございます。先ほどの川本委員からの質問にも御答弁させていただいたように、やっぱりサービス水準を落としてしまうというのは非常に市民の皆様に対してそういう方向にならないような形で推進していくことが重要と考えております。そのためには市民の皆さんといろいろ情報なり課題を共有して、しっかりどのようにしていくかということをお互いに協議をしながら進めていく、それが重要だと、そのように感じております。

委員長（山元経穂君） いいですか。

その他ございませんか。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） こういう計画をつくる前に具体的に今統廃合をいっぱいやって、学校もそのまま使わずに放ってある。今までの学校もそのまま放置して倉庫みたいな使われ方して、壊すのにもお金がかかるし、壊さずに使っていないということはもっと不合理な結果になっているしというのが現状だと思う。その議論を本当は加速化させなければならぬのに、長期の30年の計画というものを仮につくったとしても、今の最初の5年の間に今のような課題は物すごい喫緊の課題になるわけです。例えば忠海なんかでも忠海の西小学校と東小学校、これからどうするのだということは今議論しないといけないのに、この管理計画の考え方でいったらこの5年はそのまま放置されていますよ。それだけではなくて、この5年間に一体どういうふうな活用計画を立てるのですかということが課題な

のに、この公共施設等総合管理計画というものが結局できることによって逆に問題はどんどんどんどん先延ばしにされるのでないかという危惧を感じます。

だって、あの田万里小学校だってたまに使っているところがあったけども、今度は使わなくなったら一体どうするのですかみたいなことに事実上なっているわけですよね。そういうことはそのままさしておいてというか、放置しておいて、例えば大乘幼稚園の跡地もそうだし、いろんなそういう公共施設が不使用のまま残っている。同時に、もし解体したらすごくお金がかかると。だから、放置してのたれじにするのを待つみたいな、はっきり言ってそういう現状になっているのです。なおかつ少子高齢化が進むからあなたらどうするのだどうするのだと後押しをする。そういうやり方って何なのだということよね。

だから、もっと言えば、市民の財産としてある公共施設というものを市民がどういうふうに活用したらいいかなという議論を起こす方がむしろ大事なことなのではないかと。でないと、みんなが忠海の西小学校についても忠海東小学校についても第三者になってしまうわけ。これは私たちの教育施設であったし、私たちの財産であるから、これをどういうふうに活用するかという討論を皆さんしてくださいと、そういう中で最も効果的な財政運営につながるような活用方法はありますかというふうな議論をつくらなければならないのに、それよりもまずそのまま放置しておくの方がいつの間にか優先されているのが現状だと思うのです。だって、全然方針示さない。

だから、それは例えば今度の庁舎の問題も同じです。もう合庁移転の方針を立てて、これは壊して将来こうこうこうするのだという基本的な方針があるわけで、それをではこの総合管理計画と庁舎機能なんかの将来計画というのはどういうふうな整合性を持っているのか。何かこれはこれで総合管理計画の概要みたいなものが示され、一方でこの中心公共施設ゾーンに関する近々の計画と近い将来の計画というものが一方で示される。それらはどういう整合性があるのかなというのが。だって、これ物すごいお金を使って中心公共施設ゾーンをやりかえることによってこの事情は物すごく変わってくると思います、多分。

だから、今のこの庁舎をもう今さら維持管理する気はないわけでしょ。いつかはやがてこれらは解体してから、新しい何かを建てることに使うということになる。だけど、もうそこらは近々の課題としてこの5年間ぐらいの課題として実際には一方で提示されてて、一方でこの公共施設等総合管理計画というのが出てくる。これ何だといったら、結局小さいところは早く潰しましょみたいな、大きいところは引き続き課題があるけども、小さい、いわば使えなくなっているであろうところは早く処分しましょ。では、どこが一番

ターゲットになるかという点、人口密集の弱い、力の弱い地域がまず最初のターゲットになって、どんどん公共施設がなくなっていくという。公共施設は竹原の中心部に集中されるけども、周辺部分の公共施設はどんどん減少していくというようなことを人口減少を理由にしてからつくられていくというのがこの間の流れでないですか。それに手をかすような総合管理計画つくってもらいたくないなというのが本音です。

だから、総合管理計画というのはやっぱり竹原市民の隅々にまで住民サービスが行き届くためにどれだけの公共施設が必要か。その必要は人口によって割られるようなものでない必要性というものがそれぞれの機関にあるはずだから、そういうところの重要性というものをそれぞれの地域にとって何が重要かということはどう位置づけるかというふうな議論が一方でない、やっぱり財政上の都合で何%カット、何十%カットみたいな形でこの計画からいくとどんどん進んでいくのでないかと。パーセンテージの論理で進んでいったら弱小地域の公共施設は基本的にはどんどんどんどんなくなっていくということですよ。

物すごい端的な例を示すと、忠海支所とか荘野出張所とか吉名出張所を見たらわかる。あれ延べ床面積はどんどん、そんなに変わっていないけれども、しかし機能自体は物すごく縮小しているわけです。だから、公共施設というふうに言う場合、それが住民サービスとして利用される施設である以上、その機能がどういう形で次の方に代替の機能があるか、そういう役割をほかの機能で果たすことができるかとか、様々な課題があるはず。だから、そういうことをパーセンテージみたいなものであらわしてやっていると、結局弱小の地域や弱小のところが切り捨てられるということになるのではないかとというのが我々の持っている危惧です。

そういう意味で、総合管理計画という名前になっているけれども、それはやっぱり大を生かすためには小の虫は殺せみたいになってしまうのではないかとこのことを危惧する。例えば教育施設が今度は子育て施設に、ここで言う色分けにしても、そういうふうになる可能性だってあるでしょ。そういうふうに転用もしなきゃならないという機能もあるわけでしょ。だから、この最初に出された円グラフもどういう意味を持っているのかというのは余りよくわからない。2番目のこの5.8%というのを他の市町、合併をしていない他の市町と比較したりあるいは合併した他の市町と比較するのも物すごく合併して広大になった市町もありますよね。だけど、竹原市のように割とコンパクトに残ってきた市町もある。それはそれぞれによって事情は全部違うものである。それをこういうふうな比較表と

して出すことに一体何があるのかということです。それは平準化ということでないかと。これもだから、今日も2表の意図とか目的というのがどうも何なのでしょうねというふうに。3番目の公共建築物についても、これは例えばそれぞれの市町に様々な事情があるはずで。これまでに歴史的な経緯とか。

そういう中で何か一般的に概要をこういうふうなものを示して出さないと国がお金はおろさないよみたいな話なのか、これは竹原市がまさに将来のことを本当に考えてつくる総合管理計画なのか、要はその財源確保のためにはこういうものを出しておかないと財源ができないからなのか。どうもそこらあたりがこういう計画をつくるどころの30年の目的というのはどういう竹原市の将来像を示してこういう計画をつくるのだという、一番肝心かなめのはじめの計画策定の目的のところ非常に不十分だと思うのです。竹原市のアイデンティティーがない。他の市町がこうなっていくのだし、国全体がこうなっていくのだから、竹原市もやむなくそれに応じた、要するに公共施設の総合管理をやっていくのか。

しかし、竹原市には竹原市独自の今までの市民サービスのつくり方、例えば公民館は13小学校区に全部ありますよというのはよそにはないことですよね。では、そういうものは人口が減ったから統廃合してなくするのですかという話だし、学校もでは子どもが少なくなったからそれは統廃合するのですよという話なのかということ。そういうことをもうちょっと議論できるような素材として出さないと、この計画がやっぱり結局いざと何かという時に突然出てきて、結局どっかへやりましようとかなくしましようとか、それはこの管理計画に基づいたらもう廃止するに至っているものですよみたいな話で使われたら、最悪の計画になりますよね。

言いたいのは何かという、そういう意味で個々のやっぱり建物、個々の施設、そういうものが持っているその地域における有用性みたいなことがもっとしっかり議論されるような素材としてこの資料が出されないと、多分様々な反発が出ますよ。だから、これを具体的に忠海に適用したらどういうふうなことが課題になるのですかというふうに提起してもらえば、それは物すごく百花斉放になるような課題ですよ。忠海の公共施設をこれから将来30年にわたってどういう整理の仕方をするのですかということがこれをもとにやられますよということになった時に、では東小学校や西小学校はどうなるのですか、あるいは支所はどうなるのですか、今の道路はどうなるのですか、今の公共施設はどうなるのですか。そういう地域やまちづくりの課題とこの提起が融合したり合体して議論がされるようなものとして出されないと、何か上から目線の総合計画が出て、あなたのところは人口

減ったし、もう要りませんねみたいな話でこれが提案されてくるとしたら、結局弱小地域はどんどんどんどん縮小され、過疎化がますます進行するというふうな結果になっているのが今大合併をされて周辺地域になった市町が、主に町が、やっぱり直面している課題ではないですか。

少なくともこれぐらいの規模だから例えば端の方にまでまだ光が当たっているのだけど、これが大規模な大合併をやっていたらもう端の方には光が当たらなくなっているというのが大合併した町の現状なのです。それと同じような公共施設の総合管理計画、うちがつくってどうするのやというて思います。だから、そこらあたりをしっかりと整理して是非つくっていただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 総合的にわたっていますので、総務部長の方から答弁いただけますか。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） お話ございましたように、いろいろ御意見いただきました。

この計画の策定の背景は、冒頭財政課長も申し上げましたが、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えると、そういった一方で市の財政は非常に厳しい状況でございます。人口減少等により利用需要が低下しているという現実もございますし、合併の話もございましたが、市町村合併された自治体においても施設全体の最適化を図るという、こういった必要性があるということからこの計画の策定の背景となっております。

そういった面を踏まえまして、公共施設等の全体を把握いたしまして、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うということにより財政負担、これ大変大きいものがございますので、そちらの軽減、平準化をするということから公共施設等の最適な配置等を実現することが必要であろうということからこの計画を策定いたしております。

今回概要版ということで御説明させていただきました。市の方におきましても、財政課長申し上げましたが、どれをもう廃止するか決めているものではございません。目安として平均値は出させていただきましたが、地域の特性はとても重要であろうと思っておりますので、過去の経緯も踏まえまして、その点は取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 特にこの課題は市の政策ということと物すごく不可分ですよ。例えば忠海学園だって忠海西小学校はまだ十分何年も使える建物だったけれども、忠海学園という新たな小中一貫校をつくったために東小学校も西小学校も耐用年数は多分あったはずですよ。あったけれども、使わなくなってしまうというふうなことが実際起きているわけ。むしろ今の統廃合の進め方なんかを見ているとそういうことの方が多いのです。要するに耐用年数いっぱいいっぱい学校を使った上でそうするわけではなくて、大抵のところはまだ使えるけれどもその時代に建ったものが先にもう既にこれからどうしたらいいかなというふうに考えなくてはならなくなっているような進展の仕方をするのです。今それはその政策というか、その時々々の政策判断に基づいてそういうことがなされるわけで。

だから、そこらのことをあわせて考えると、例えばこの近年のうちに中央公共施設ゾーンの再配置の計画があったり、それから学校の様々な計画があったり、公民館に関するいろんな政策もあって、そういうことと不可分ですよ。だから、逆に言うとこれ財政当局はこういうふうを考える、あるいは総務ではこういうふうを考えるかもわからないけども、それはある意味でいろんな部署とのバランスというふうなことも多分関係すると思う。だから、そこらも総合計画という大きな枠組みが一方であって、それらとこれらの個別のそれぞれの計画との整合性についてもうちよつと、例えばそのことについて教育委員会はどう考えますかとか、そのことについて建設課はどう考えますかと、そのことについて何々課はどう考えますかというふうな意見を総集してこの総合管理計画に至っていくような内部の議論も必要だし、できたら我々議会にもそういう議論をやっぱり提起していただけるような管理計画を出していただきたいとお願いをしておきます。終わり。

委員長（山元経穂君） 答弁は。

委員（脇本茂紀君） お願いします。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お話ございましたように、他部署、横の連携というものがございますけど、お話ございました公共施設ゾーンの整備につきましても他部局と、当然財政課だけで主導しているわけではございませんので、協議しながら進めております。

過去の施設のこともございました。田万里小学校の件とか小梨小学校の件もございました。跡地活用策につきましても当然教育委員会だけで考えているものでございませんで、常時はしておりませんが、結果といたしましては。その点は今後も取り組んでまいりたいと思っておりますし、総合計画の話もございましたが、上位としてまちづくりの基本とな

る総合計画がございますので、それらも踏まえた上での個別の計画がそれぞれ各部署に計画がございますので、その点は今回の計画も踏まえまして、なかなかちょっと大きい話でございますけど、今回そういったお話しさせていただきました趣旨は御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようでありますので、次に移ります。

ありがとうございました。

どうしますか、このまま続けます。

1時から再開しますか。

では、このまま続けたいですが、済みません、委員長権限で10分休憩ください。

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時58分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○次の委員会の所管事務調査について協議

- ・10月18・19日の午前中ということで所管事務調査決定させてもらいます。

○委員会の視察先協議

- ・今出た範囲ぐらいで正副委員長で話をさせてもらい、大体できたら皆さんに提示することよろしいですか。

委員長（山元経穂君） それでは、本日の委員会を閉会いたしたいと思っております。

長時間にわたり皆さんありがとうございました。

午後0時18分 閉会